

2017年8月21日

企業会計基準委員会 御中

「修正国際基準(国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準)」の改正案」(以下、「本公開草案」)に対して、下記のとおり意見を申し上げます。

有限責任監査法人トーマツ
IFRS センター・オブ・エクセレンス

記

2013年6月に企業会計審議会が公表した「国際会計基準(IFRS)への対応のあり方に関する当面の方針」(以下、「当面の方針」という。)に記されているとおり、我々も、単一で高品質な国際会計基準の策定という目標に我が国が主体的に取り組むことは、日本企業の活動・資金調達に有益であるとともに日本市場の国際的競争力を確保する観点からも重要であるため、我が国においてIFRSの任意適用の積上げを図ることは重要であると考えている。

このため、我々はIFRSの任意適用の積上げを図ることを目的とした各種施策が推進されることは適当であると考えており、貴委員会が進めているエンドースメント手続もその目的に貢献することを期待している。

IFRSのエンドースメント手続は、IFRSを我が国の制度に組込むための手続としての意義を有するが、我が国がIFRSの任意適用を拡大する最も本質的な意義と考えられるグローバルに比較可能な財務報告基準の国内市場での利用拡大に反するものとならないよう手続を構成・運用することが重要である。特に、我が国においてIFRSの任意適用が着実に拡大しているなか、IFRSを用いる企業の財務報告が、我々が考えるエンドースメントの本質的判断基準であるべき公益および投資家保護に反していると考えられる証拠はなく、エンドースメント手続の過程でのIFRSの削除または修正は、極めて慎重に行なうことが適当である。IFRSのエンドースメント手続は、運用を誤れば、単一で高品質な会計基準の利用というIFRSを用いる本来的意義を喪失させ、日本の市場や企業の財務報告に対する内外からの信頼性の維持・向上に反する作用をもたらす可能性もある。このため、貴委員会には、エンドースメント手続の意義に加え、引き続き、削除又は修正を行なうリスクも十分に踏まえた対応をお願いしたい。

今回のエンドースメント手続で対象となったIFRS第15号「収益認識」などについて、削除又は修正が提案されなかったことは上の観点から適当であると考えている。ただし、IFRS第15号の発効日およびその適用に要する準備負荷・期間を考えれば、今回のエンドースメ

ント手続は適時性という点で課題が存在する。加えて、IFRS15号と発効日を一にするIFRS第9号「金融商品」(2014年版)についてのエンドースメント手続は、最近開始されたばかりであり、適時性についてさらに大きな課題を抱えているほか、同時適用を想定して設定された複数の基準書のうち一部のみを先行してエンドースメントする手続に起因するリスクを顕在化させる可能性もある。

このような手続面での課題が、修正国際基準の最終的内容の不確実性を高め、加えて、実務対応のための適用準備期間を短縮させる結果を招来することを懸念する。また、修正国際基準を国際的な意見発信の手段と位置付ける観点からも、エンドースメント完了までに要する期間の長期化は適当ではない。

我々は、修正国際基準の確定のためのエンドースメント手続を含め、基準の設定が適時かつ合理的に行われることは基準設定や基準の品質を示す要素であると考えている。今後進められると想定されているIFRS第16号「リース」およびIFRS第17号「保険契約」を対象とした活動を含め、将来のエンドースメント手続は適時かつより合理的に実施されることを期待したい。

現在のエンドースメント手続は、日本基準の国際化に向けた対応や実務対応報告第18号「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の継続的改訂との整合性が問われうる局面にあることも理解されるが、エンドースメント手続は、IASBによる基準設定の過程での検討と意見を踏まえて迅速に進め、後続の対応となる日本基準の改訂対応をリード・準備する位置づけを与えられることも考えられる。

次に、公開草案に示された質問項目に対してコメントする。

質問項目

質問 1

IFRS 第15号及びこれに関連する改正会計基準のエンドースメント手続における検討結果について(第7項から第16項)

当委員会は、第3項(1)に記載したIFRS第15号及びこれに関連する改正会計基準について、「削除又は修正」の要否を検討しました。検討の結果、当該会計基準について「削除又は修正」を行わないことを提案しています。

この提案に同意しますか。もし「削除又は修正」を行うべき項目があるとお考えの場合には、「削除又は修正」を行う項目の内容及び「削除又は修正」を行うべきと考えるその理由をご記載ください。

1ページ目に記載したとおり、IFRSは既に内外の企業に広く利用されており、特にこれを利用して我が国企業の財務報告が、我々が考えるエンドースメント手続の本質的判断基準である、公益または投資家保護に反すると考えられる事案は現時点で認識していない。このため、今回のエンドースメント手続の対象であるIFRS第15号及びこれに関連

する改正会計基準について、削除又は修正を行うべき項目はないとの提案に同意する。

なお、IFRS 第 15 号と発効日を一にする IFRS 第 9 号などの基準書などについて、IASB は基準書間の整合性を考慮して基準設定を行っていると理解している。一方、今回のエンドースメント手続はこうした基準書の一部のみを対象としているため、可能性や影響度は未知数であるが、基準書間の整合性などに起因する問題が生じる可能性は否定できないと考えている。こうした課題が発生する可能性を防ぐためにも、エンドースメント手続を適時に進め、少なくとも発効日が同一の基準書については同時にエンドースメント手続を実施することをエンドースメント手続および意見募集の原則とすることが適当である。

質問 2

その他の会計基準等（「IFRS 基準の年次改善 2014-2016 年サイクル」の「基準の範囲の明確化（IFRS 第12 号の修正）」）のエンドースメント手続における検討結果について（第17 項及び第18 項）

当委員会は、第 3 項(2)に記載した「IFRS 基準の年次改善 2014-2016 年サイクル」の「基準の範囲の明確化（IFRS 第 12 号の修正）」について、「削除又は修正」の要否を検討しました。検討の結果、当該会計基準について「削除又は修正」を行わないことを提案しています。

この提案に同意しますか。もし「削除又は修正」を行うべき項目があるとお考えの場合には、「削除又は修正」を行う項目の内容及び「削除又は修正」を行うべきと考えるその理由をご記載ください。

質問 1 に対するコメントと同様の理由により、今回のエンドースメント手続の対象としたその他の会計基準等に、削除又は修正を行うべき項目はないとの提案に同意する。

以 上